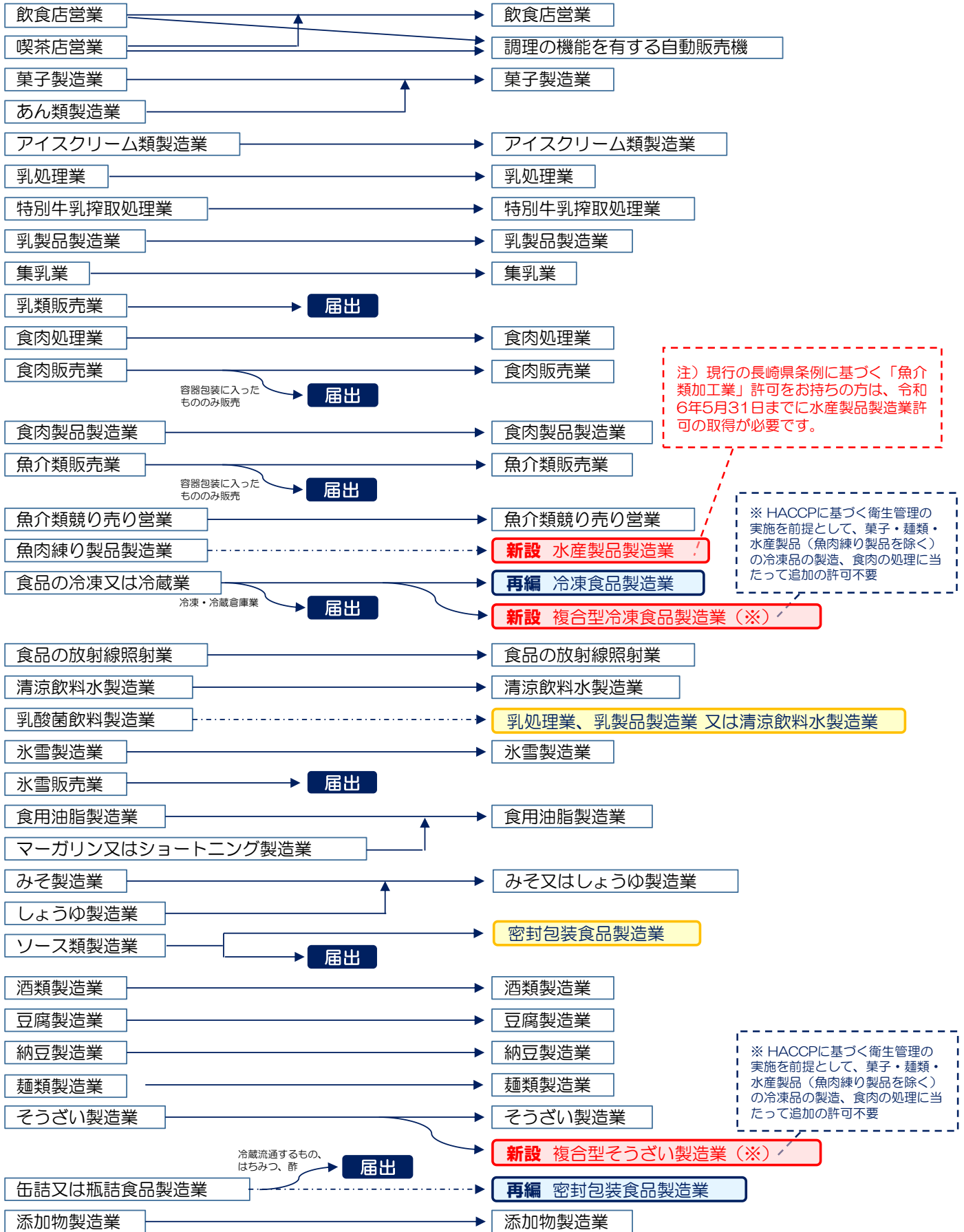


# ★ 現行の許可業種と見直し後の許可業種

別表

現行 ~令和3年5月31日

改正食品衛生法施行後 令和3年6月1日~



注) 現行の長崎県条例に基づく「魚介類加工業」許可をお持ちの方は、令和6年5月31日までに水産製品製造業許可の取得が必要です。

※ HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として、菓子・麺類・水産製品（魚肉練り製品を除く）の冷凍品の製造、食肉の処理に当たって追加の許可不要

※ HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として、菓子・麺類・水産製品（魚肉練り製品を除く）の冷凍品の製造、食肉の処理に当たって追加の許可不要

すでに営業許可をお持ちの店舗については、次回更新時まで現行許可で営業が可能です。

- 新設 液卵製造業
- 新設 漬物製造業
- 新設 食品の小分け業